

貸金庫 [全自動型] 規程

平成27年10月30日制定

(格納品の範囲)

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- 1 公社債券、株券その他の有価証券
- 2 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- 3 貴金属、宝石その他の貴重品
- 4 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

② 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(契約期間等)

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主様または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(使用料)

第3条 貸金庫の使用料は、別に定める「JA 東京みなみ手数料一覧表」により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、借主様が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月とし、その月から月割計算によりお支払いください。

② 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

③ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(鍵等の保管)

第4条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主様が保管し、副鍵は当組合立ち会いのうえ借主様が届出の印章により封印し、当組合が保管します。貸金庫カード発行にあたっては、届出の暗証番号を登録後に貸金庫カードを借主様及び借主様があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といい、原則1名とします。）に発行しますので、借主様及び代理人が保管してください。

(貸金庫の開閉等)

第5条 貸金庫の開閉は、借主様または代理人が貸金庫カードと正鍵を使用して行ってください。

② 当組合の貸金庫を利用するにあたって、借主様が所持する正鍵と貸金庫カードを持参した者を正当な権利者とみなして取扱いをします。そのうえは、万一これによって損害があっても当組合は一切その責を負いません。

③ 開庫にあたっては、貸金庫カードを挿入後に届出の暗証番号を入力し正鍵にて開庫操作を行って

ださい。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

- ④ 代理人の貸金庫カードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- ⑤ 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。
- ⑥ 貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借主様または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(届出事項の変更等)

第 6 条 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、貸金庫カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵の紛失もしくは毀損したときも同様とします。

- ② 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(カード、鍵の喪失時等の取扱い)

第 7 条 正鍵もしくは貸金庫カード等を喪失した場合は直ちに当組合に届出てください。

また貸金庫の開閉は、当組合所定の手続き完了後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求める場合があります。

- ② 正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用は借主様が支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- ③ 貸金庫カードを紛失した場合の貸金庫カードの再発行は、当組合所定の手続き完了後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求める場合があります。

(成年後見人等の届出)

第 8 条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- ③ すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に当組合に届出てください。
- ④ 前記③の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に当組合に届出てください。
- ⑤ 前記①から④の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(暗証照合、印鑑照合等)

第 9 条 暗証は生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。

- ② 当組合の操作機により貸金庫カードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機

の故障等の場合に、当組合の窓口において貸金庫カードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印鑑と届出の暗証または印鑑と一致を確認のうえ取扱う場合も同様とします。

③ 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貸金庫カード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。なお、使用される正鍵について当組合は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第10条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合など貸金庫の開庫に応じられない場合、このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

② 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。

③ 借主様もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第11条 この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(解約等)

第12条 この契約は、借主様の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を紛失し、解約するときは、第7条に準じて取扱います。

② 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- 1 借主様が使用料を支払わないとき
- 2 借主様について相続の開始があったとき
- 3 借主様もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- 4 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- 5 貸金庫カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- 6 借主様または代理人がこの規定に違反したとき

③ 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主様に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続

をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

- 1 借主様が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 2 借主様または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - 3 借主様または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用をき損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- ④ 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。なお、当組合はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- ⑤ 第1項から第3項の明け渡し3か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借主様の負担とします。
- ⑥ 使用料、遅延損害金その他借主様が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい直ちにお支払いください。

(貸金庫の修繕、移転等)

第13条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第14条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第15条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

- ② 貸金庫カードの所有権は、当組合に帰属するものとし、借主様及び代理人に貸与します。
- ③ 貸金庫カードおよび鍵は、譲渡、質入または貸与することはできません。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主様と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

(規程の変更等)

第17条 この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- ② 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。